

グリーン購入促進条例施行規則をここに公布する。

グリーン購入促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、グリーン購入促進条例(平成18年宮城県条例第22号。第5条第2号を除き、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定証)

第2条 知事は、条例第14条第1項の規定による認定をしたときは、認定事業者に対し、様式第1号による宮城県グリーン製品認定証(以下「認定証」という。)を交付するものとする。

2 認定事業者は、条例第15条第1項の規定により認定を取り消されたときは、直ちに当該認定に係る認定証を知事に返還しなければならない。

(認定の期間の始期)

第3条 条例第14条第2項の認定の期間(以下「認定期間」という。)の始期は、毎年4月1日及び10月1日とする。

(認定の申請)

第4条 条例第14条第3項の規定による申請(以下「認定申請」という。)は、様式第2号によるものとする。

2 認定申請は、次の各号に掲げる認定期間の始期に応じ、当該各号に定める期間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日当たる日を除く。以下「申請期間」という。)において行うことができる。

(1) 4月1日 前年の10月1日から12月28日まで

(2) 10月1日 4月1日から6月30日まで

(製造業者等の要件)

第5条 条例第14条第4項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 認定申請に係る申請期間の初日の5年前の日以降に、条例及び認定申請に係る環境物品等(以下「申請環境物品等」という。)に適用される環境に関する法令等に違反し、これらの法令等に基づく処罰、命令その他の不利益処分を受けていない者であること。

(2) 申請環境物品等を製造し、又は加工するに当たり産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権をいう。)を侵害し、又は申請環境物品等の販売に適用される法令(条例を含む。)に違反していない者であること。

(3) 申請環境物品等を製造し、又は加工するに当たり、一般廃棄物処分業の許可(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第7条第6項に規定する許可をいう。)又は産業廃棄物処分業の許可(廃棄物処理法第14条第6項に規定する許可をいう。)を受ける必要がある場合にあつては、これらの許可を受けている者であること。

(4) 申請環境物品等を製造し、又は加工する施設について一般廃棄物処理施設の設置の許可(廃棄物処理法第8条第1項に規定する許可をいう。)又は産業廃棄物処理施設の設置の許可(廃棄物処理法第15条第1項に規定する許可をいう。)を受ける必要がある場合にあつては、これらの許可を受けている者であること。

(5) 条例第19条各号に掲げる事項の遵守を誓約する者であること。

(6) 認定製品の品質に関する規格及び品質管理に関する体制について、県がこれらの情報を県民等に提供することに同意する者であること。

(7) 申請環境物品等の製造又は加工を委託する場合にあっては、第1号から第4号までの要件を満たす者を当該委託の相手方としている者であること。

(認定の取消し)

第6条 条例第15条第1項第3号の規則で定める事由は、次のとおりとする。

- (1) 虚偽の認定申請その他の不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 条例第17条の規定による報告の求めに対し、虚偽の報告をしたとき。
- (3) 条例第19条第4号に規定する変更届（以下「変更届」という。）の提出に当たり、虚偽の変更届を提出したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の目的に反する行為をしたとき。

(認定証票)

第7条 条例第16条第1項に規定する認定証票は、様式第3号とする。

(品質管理の記録)

第8条 認定事業者は、条例第19条第1号の品質管理を行うに当たっては、その状況を記録し、これを3年間保存しなければならない。

(変更届及び廃止届)

第9条 変更届は、認定申請の事項についての変更（条例第15条第1項各号又は次項各号に該当することとなるものを除く。）があった日から起算して30日以内に、様式第4号により提出しなければならない。

2 条例第19条第4号に規定する廃止届は、次に掲げる事由が生じた日から起算して30日以内に、様式第5号により提出しなければならない。

- (1) 認定製品が条例第14条第1項の別に定める基準に適合しなくなったとき。
- (2) 認定事業者が条例第14条第3項に規定する製造業者等でなくなったとき。
- (3) 認定製品が条例第14条第3項各号に掲げる環境物品等でなくなったとき。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(認定申請の特例)

2 第4条第2項の規定にかかわらず、平成18年に行われる認定申請は、同年10月1日から12月28日までの間に限り行うことができる。

宮城県グリーン製品認定証

認定製品の名称

製造事業者等の住所

製造事業者等の氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

この製品は、グリーン購入促進条例第14条第1項の規定により認定を受けた環境物品等であることを証する。

年 月 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認 定 番 号	第 号
認 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
認 定 製 品 の 用 途	
製 造（加工）事業所の名称及び所在地	
備 考	

様式第2号（第4条関係）

宮城県グリーン製品認定申請書（新規 更新）

年 月 日

宮城県知事

殿

〒

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

電話番号

ファクシミリ番号

ホームページアドレス

担当者所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

グリーン購入促進条例第14条第3項の規定により、下記環境物品等について宮城県グリーン製品として認定を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者区分	<input type="checkbox"/> 製造物責任法第2条第3項第1号（製造業者） <input type="checkbox"/> 製造物責任法第2条第3項第2号（表示製造業者） <input type="checkbox"/> 製造物責任法第2条第3項第3号（実質的表示製造業者）	
県内事業所	(名称) (所在地) 〒 宮城県 (電話番号) (ファクシミリ番号)	
申請環境物品等	名称	
	概要	(注. 宮城県グリーン製品紹介ウェブサイトにおける製品概要として掲載します。)
	用途	(注1. 宮城県グリーン製品紹介ウェブサイトにおける製品用途として掲載します。) (注2. 該当するエコマーク商品類型があれば、あわせて記載してください。)
環境配慮事項及びその科学的根拠	<input type="checkbox"/> 環境汚染物質等の使用・排出削減 <input type="checkbox"/> 省資源・省エネルギー <input type="checkbox"/> 長期使用可能 <input type="checkbox"/> 天然資源の再生可能な利用 <input type="checkbox"/> 再使用可能 <input type="checkbox"/> リサイクル可能 <input type="checkbox"/> 処理・処分容易 <input type="checkbox"/> 循環資源の使用 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的内容及び科学的根拠)	

申請環境物品等	産業財産権	有・無	販売適用法令 (条例を含む)	有・無 有の場合：法令名 ()	農用地(田) への使用	有・無
	品質に関する規格					
	品質管理体制					
	品質に関する規格及び品質管理体制に関する情報の提供方法					
	販売時の形態・仕様					
	小売希望価格 (円) / 小売単位					
	販売方法					
	申請日の属する事業年度前3年の各事業年度の販売実績					
循環資源を使用している場合						
循環資源使用割合 (%) (全循環資源使用重量 / 製品重量)			% (/)			
循環資源の種類	発生場所 (都道府県)	県内発生循環資源使用割合 (%) (県内発生循環資源使用重量 / 全循環資源使用重量)		県内発生循環資源年間使用重量 (t)		
		% (/)				
		% (/)				
		% (/)				
		% (/)				
		% (/)				

製造（加工）事業所

【製造又は加工の工程】

（工程に係る簡潔な解説を付したフロー図で記載し、製造（加工）事業所の名称を併記すること。）

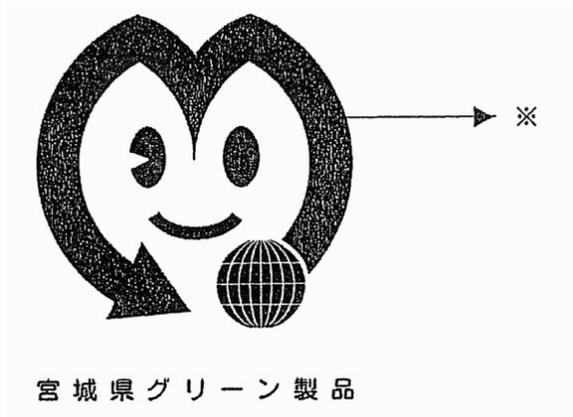
製造（加工）事業者	製造（加工）事業所名称	製造（加工）事業所所在地

（注）記入内容が多い場合は、別紙として添付すること。

添付書類等チェックリスト		
✓	添付書類	備考
1	申請環境物品等（30cm ³ 程度のサンプル品）	
2	申請環境物品等のカタログ用写真データ	画像サイズは1,600×1,200ピクセル程度を推奨
3	宮城県内事業所の地方税法に基づく法人設置届出書又は法人県民税若しくは法人事業税の納税証明書の写し	
4	申請者の環境に関する法律又は条例の不利益処分に関する自認書	参考様式1
5	申請者の産業財産権及び物品等の販売に適用される法令（条例を含む。）に関する自認書	参考様式2
6	申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を要する場合は、許可証の写し	
7	グリーン購入促進条例第19条各号に規定する遵守事項に関する誓約書	参考様式3
8	品質に関する規格及び品質管理体制の情報提供に関する同意書	参考様式4
9	申請環境物品等の製造（加工）を委託している場合は、製造（加工）委託先の確認事項に関する申請者の自認書	参考様式5～7
10	申請環境物品等の製造（加工）を委託している場合は、製造（加工）受託事業者との製造（加工）委託契約書の写し	
11	環境配慮基準に適合していることを証する書面の写し	
12	性能基準に適合していることを証する書面の写し	
13	申請環境物品等が循環資源を使用して製造（加工）された場合、循環資源の発生場所を証する書面	
14	申請環境物品等のカタログ類	
15	製造（加工）事業所付近の見取図	
16	申請環境物品等の設計図書がある場合は、その写し	
17	その他知事が必要と認める書類	

(注) 提出書類は、上記チェックリストの各項目に対応する書類ごとに区分して整理し、当該項目の番号及び書類名を付して提出すること。

様式第3号（第7条関係）



備考

- 1 着色 ※部分を「C100%+Y86%」の緑色とし、かつ、※以外の部分を「C100%+M85%」の青色とする配色又は※部分を「B70%」とし、かつ、※以外の部分を「B90%」とする配色とする。また、文字については、いずれの場合も「B100%」とする配色とする。
- 2 寸法比率 横一、縦一とする。

宮城県グリーン製品変更届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

担当者所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

宮城県グリーン製品について、下記のとおり変更が生じたので、グリーン購入促進条例施行規則第9条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

認定製品名称	
認定番号	
変更年月日	
変更事項	
変更前	
変更後	
変更理由	

宮城県グリーン製品廃止届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者名）

担当者所属

氏名

電話番号

ファクシミリ番号

メールアドレス

宮城県グリーン製品について、下記のとおり認定廃止事由が生じたので、グリーン購入促進条例施行規則第9条第2項の規定により認定証を添えて届け出ます。

記

認定製品名称	
認定番号	
認定廃止事由 発生年月日	
認定廃止事由 <input type="checkbox"/> 認定製品がグリーン購入促進条例第14条第1項の別に定める基準に適合しなくなった。 <input type="checkbox"/> 認定事業者がグリーン購入促進条例第14条第3項に規定する製造業者等でなくなった。 <input type="checkbox"/> 認定製品がグリーン購入促進条例第14条第3項各号に掲げる環境物品等でなくなった。 (具体的な内容)	

附 則（平成20年規則第46号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のグリーン購入促進条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日以後にされた申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等は、それぞれ改正後の各規則の規定に基づいて提出等された申請書等とみなす。

3 改正前の各規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の各規則の規定によるものとみなす。

附 則（令和6年規則第69号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第43号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第13号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。